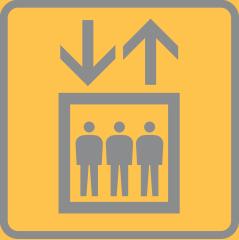


葛飾区新小岩駅周 移動等円滑化特定事業計画

平成 24 年 3 月
葛飾区



エレベーター
Elevator



エスカレーター
Escalator



休憩所 / 待合室
Lounge / Waiting room



乳幼児用施設
Nursery



きっぷうりば / 精算所
Tickets / Fare adjustment



車椅子スロープ
Accessible slope



身障者用設備
Accessible facility

目 次

I. 特定事業計画の策定にあたって	1
1. 特定事業計画策定の趣旨	1
2. 新小岩駅圏移動等円滑化基本構想の概要	2
(1) バリアフリー化の基本的な方針	2
(2) 重点整備地区の設定	2
II. 新小岩駅圏の特定事業計画	4
1. 公共交通特定事業	4
(1) 鉄道	4
(2) バス	4
2. 道路特定事業	6
(1) 道路特定事業（生活関連経路対象）	6
(2) 道路特定事業に準ずる事業（準生活関連経路対象）	14
3. 都市公園特定事業	16
4. 建築物特定事業	16
5. 交通安全特定事業	17
III. 今後検討が必要な事項	20
資料 検討体制	21

I. 特定事業計画の策定にあたって

1. 特定事業計画策定の趣旨

葛飾区では、平成23年3月に、新小岩駅圏を重点整備地区として、移動等円滑化基本構想を策定した。この基本構想では、新小岩駅を中心とした面的なバリアフリー化を図るため、当該地区内の生活関連施設及び生活関連経路を対象に、移動等円滑化のために実施すべき特定事業等を定めている。

特定事業計画は、基本構想に定められた特定事業の推進を図るために、基本構想に基づいて、実施する事業の内容や予定期間等を示す具体的な計画を定めるものである。

葛飾区では、関係する特定事業間の整合性を確保し、効果的かつ一体的なバリアフリー化の実現を図るため、「葛飾区新小岩駅圏移動等円滑化基本構想策定等協議会」を設置し、各事業者と協議・調整の上、特定事業計画を策定する。

【重点整備地区におけるバリアフリー化推進の基本的枠組み】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
バリアフリー新法（平成18年12月施行）

重点整備地区におけるバリアフリー化の重点的・一体的な推進

新小岩駅圏移動等円滑化基本構想（平成23年3月策定）

新小岩駅圏移動等円滑化特定事業計画

公共交通特定事業の実施（法28条）

- 公共交通事業者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

道路特定事業の実施（法31条）

- 道路管理者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

路外駐車場特定事業の実施（法33条）

- 路外駐車場管理者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

都市公園特定事業の実施（法34条）

- 公園管理者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

建築物特定事業の実施（法35条）

- 建築物の所有者等が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

交通安全特定事業の実施（法36条）

- 公安委員会が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

2. 新小岩駅周辺移動等円滑化基本構想の概要

(1) バリアフリー化の基本的な方針

■ 安心・安全なバリアフリー歩行環境づくり

—魅力的で身近な広域複合拠点の形成のために

「魅力的で身近な広域複合拠点の形成」の一環として、駅周辺の安心・安全なバリアフリー歩行環境づくりを行う。具体的には、駅と公共施設、病院、商業施設等を結ぶ通行しやすい歩行空間の連続的な確保、通行を妨げるものが無い歩行環境づくりを行う。

■ 新小岩駅南北で連続的・一体的なバリアフリー空間を形成

—駅周辺の一体性・回遊性の向上のために

計画中の南北自由通路を介して、駅北口・南口で連続的・一体的なバリアフリー空間を形成し、駅を中心とした一体性・回遊性の向上を図る。

■ 都市基盤整備事業と一体となった推進

—速やかなバリアフリー化の誘導のために

実施中の都市基盤整備事業を視野に入れた構想づくりを行い、事業の実施を通じて、速やかなバリアフリー化の実現を誘導する。

(2) 重点整備地区の設定

不特定多数の区民、または、多くの高齢者・障害者等が利用する官公庁施設や福祉施設等で、駅から 500m 圏内に所在するものを、生活関連施設として設定した。また、これらの生活関連施設を含む範囲を重点整備地区に設定し、バリアフリー化を行う経路（生活関連経路と準生活関連経路）を定めた。

表 重点整備地区の概要

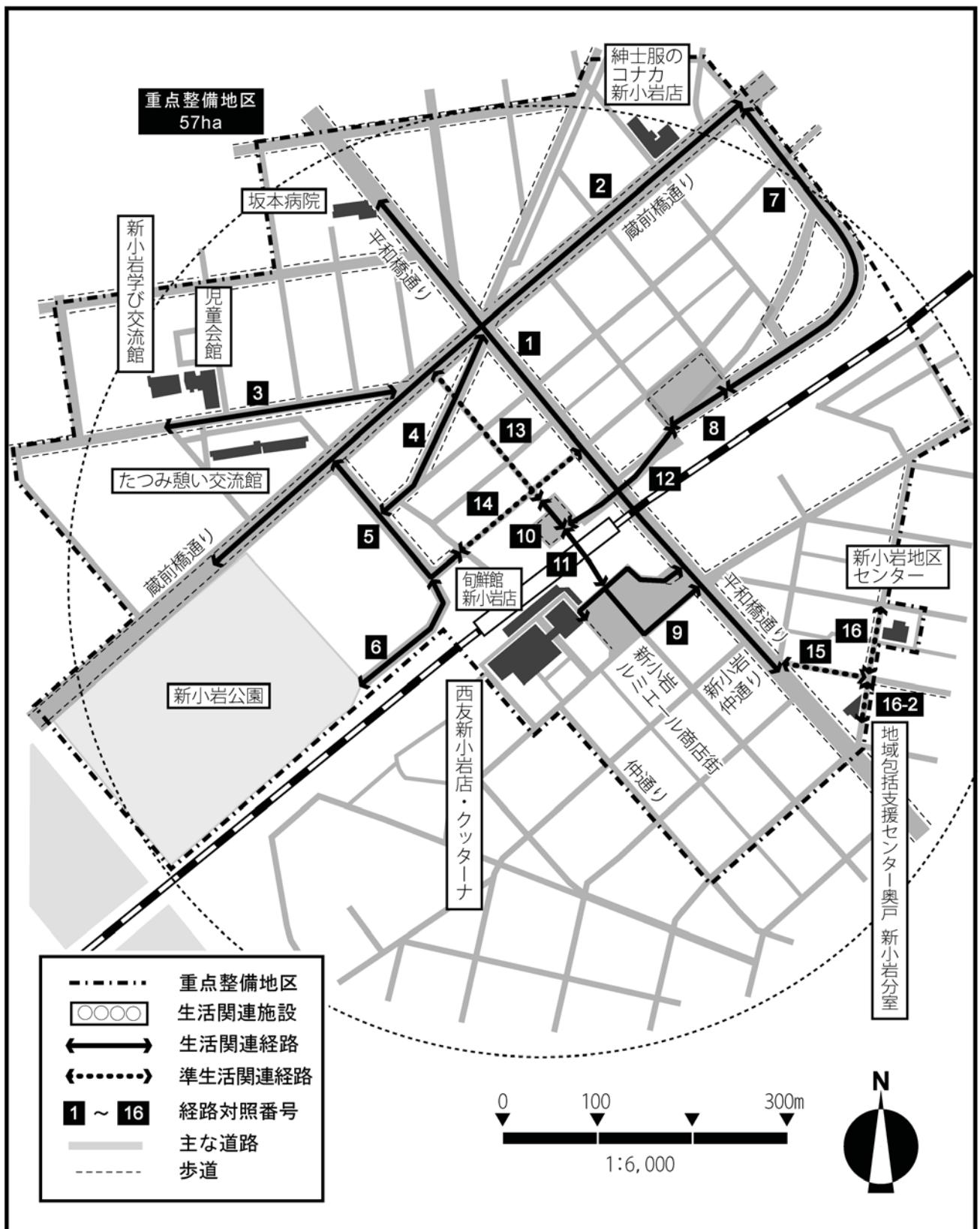
重点整備地区	面積：約 57ha
特定旅客施設	JR 新小岩駅
生活関連施設	新小岩地区センター・新小岩区民サービスコーナー、たつみ憩い交流館、児童会館、地域包括支援センター奥戸新小岩分室 ^{※1} 、坂本病院、新小岩学び交流館、新小岩公園、旬鮮館新小岩店、西友新小岩店・クッターナ、紳士服のコナカ新小岩店
生活関連経路	生活関連経路 ^{※2} 延長：約 3, 230 m 準生活関連経路 ^{※3} 延長：約 510 m

※1：平成 23 年 10 月に開設されたため追加した。

※2：バリアフリー新法に基づいて、原則として 2015 年度までに事業を実施する経路

※3：生活関連経路に準じた事業の実施を目指す経路

図 重点整備地区と生活関連経路等



注) 生活関連経路：バリアフリー新法に基づいて、原則として 2015 年度までに事業を実施する経路

準生活関連経路：生活関連経路に準じた事業の実施を目指す経路

地域包括支援センター奥戸 新小岩分室が平成 23 年 10 月に開設されたため、経路 16-2 を準生活関連経路に追加した。

II. 新小岩駅圏の特定事業計画

1. 公共交通特定事業

(1) 鉄道

整備対象	J R 新小岩駅	事業主体	東日本旅客鉄道株式会社		
事業内容	事業量	事業費 (百万円)	実施予定期間		完了
			着手	完了	
ア. 車いすに対応したエレベーターを設置し、改札口とホームとの高低差解消を図る。 ・エレベーターの設置		110	平成 25 年度	平成 30 年度	
イ. 視覚障害者誘導用ブロックの改善を図る。	—	—	平成 25 年度	平成 30 年度	
ウ. 高齢者・障害者の方々のニーズ把握並びに接遇・介助技能の習得に努める。	—	—	継続	継続	
事業実施に際し配慮すべき重要事項					
・新小岩駅南北自由通路整備事業に合わせて整備する。					

(2) バス

整備対象	乗合バス	事業主体	東京都（都営バス）		
事業内容	事業量	事業費 (百万円)	実施予定期間		完了
			着手	完了	
ア. ノンステップバスの一層の導入を推進する。 ・ノンステップバスの導入		2,150	平成 11 年度	平成 24 年度	
イ. 乗務員の接遇向上や機器操作の習熟など、乗務員教育に努める。 ・研修の実施	86 両	—	継続	継続	
事業実施に際し配慮すべき重要事項					
・ノンステップバスについては、平成 24 年度中に導入率 100% とする。					

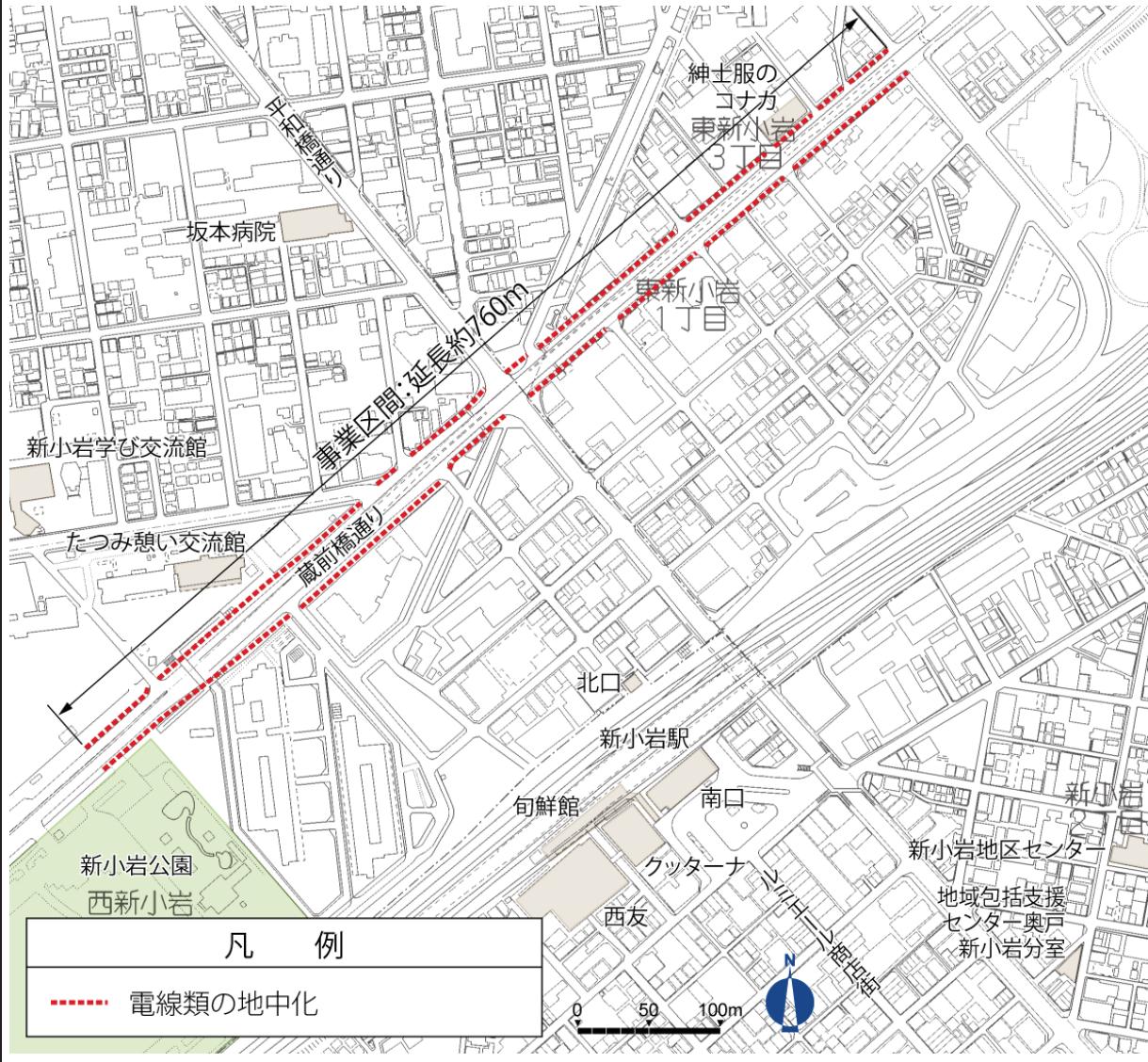
整備対象	乗合バス	事業主体	京成バス株式会社		
事業内容	事業量	事業費 (百万円)	実施予定期間		完了
			着手		
ア. ノンステップバスの一層の導入を推進する。					
・ノンステップバスの導入	10両	220	平成23年度	平成23年度	
イ. 移動に支障のあるお客様へ適切な対応が図れるよう研修・教育・訓練を全乗務員に実施	—	—	継続	継続	
事業実施に際し配慮すべき重要事項					
・平成24年度以降もノンステップバスを導入予定。					

整備対象	乗合バス	事業主体	京成タウンバス株式会社		
事業内容	事業量	事業費 (百万円)	実施予定期間		完了
			着手		
ア. ノンステップバスの一層の導入を推進する。					
・ノンステップバスの導入	3両	—	平成23年度	平成23年度	
イ. 移動に支障のあるお客様へ適切な対応が図れるよう研修・教育・訓練を全乗務員に実施	—	—	継続	継続	
事業実施に際し配慮すべき重要事項					

2. 道路特定事業

(1) 道路特定事業（生活関連経路対象）

整備対象	経路 1 平和橋通り	事業主体	東京都（道路管理者）
路線名	主308号線 千住小松川葛西沖線		
事業区間・延長	始点：坂本病院前 ~ 終点：新小岩仲通り		延長：約640m
事業内容		事業量 (延長／箇所数)	実施予定期間
		着手	完了
ア. 視覚障害者誘導用ブロックの改善を図る。		—	平成24年度 平成28年度
イ. 電線類の地中化を推進する。		400m	平成24年度 平成28年度
ウ. 新小岩駅前歩道橋の撤去及び横断歩道を設置する。		—	—
事業実施に際し配慮すべき重要事項			
・新小岩駅前歩道橋の撤去及び横断歩道の設置については、現在、実施に向け交通管理者と調整中。			
事業実施位置図			
凡例 <ul style="list-style-type: none"> ----- 電線類の地中化 ---- 視覚障害者誘導用ブロックの改善 ○○○ 歩道橋の撤去、横断歩道の設置 			

整備対象	経路2 蔵前橋通り	事業主体	東京都（道路管理者）
路線名	主315号線 御徒町小岩線		
事業区間・延長	始点：新小岩公園入口～終点：東北広場入口交差点		延長：約760m
事業内容	事業量 (延長／箇所数)	実施予定期間	
ア. 電線類の地中化を推進する。		着手	完了
事業実施に際し配慮すべき重要事項			
事業実施位置図  <p>The map shows the area around the Nishi-Shinohara intersection. A red dashed line indicates the route of the undergrounding project, which starts at the new Shinohara Park entrance and ends at the Tohoku Koen entrance. The route passes through the Nishi-Shinohara area, the Tohoku Koen area, and the northern part of the Shinohara area. Key locations labeled include the Shinohara Park, Tatsumii-kyo Ippan-kan, Sakamoto Hospital, Shinohara Study Exchange Hall, and the Tohoku Koen Station. A north arrow and a scale bar (0-100m) are also present.</p>			

凡例

----- 電線類の地中化

整備対象	経路7 補助330号線	事業主体	葛飾区（道路管理者）
路線名	区道葛898号		
事業区間・延長	東新小岩一丁目16番先～東新小岩一丁目18番先		延長：約412m
事業内容	事業量 (延長／箇所数)	実施予定期間	
		着手	完了
ア. 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準に基づき、道路整備（都市計画事業）にあわせ実施する。 ・道路の新設（一部拡幅）	412m	平成13年度	平成22年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項			
・新小岩東北自転車駐車場へのアクセス道路となることから、歩道内で歩行者と自転車の通行体を分離し、安全性の向上を図った。			
事業実施位置図			

整備対象	経路8 新小岩東北交通広場	事業主体	葛飾区（道路管理者）
施設名・面積	新小岩駅東北交通広場		面積：5,038 m ²
事業内容		事業量	実施予定期間
			着手 完了
ア. 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準に基づき、交通広場整備（都市計画事業）にあわせ実施する。 ・交通広場の新設			
		面積 5,038 m ²	平成 13 年度 平成 22 年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項			
<ul style="list-style-type: none"> バス事業者と調整し、バスの路線情報を含めた交通広場のサイン案内を設置した。また、バスの路線変更に伴うサインの修正については、バス事業者が対応するよう協力体制を取っている。 			
事業実施位置図			

整備対象	経路9 南口駅前広場	事業主体	葛飾区（道路管理者）
施設名・面積	南口駅前広場		面積：約 6,000 m ²
事業内容		事業量	実施予定期間
			着手 完了
ア. 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準に基づき、南口駅前広場再整備にあわせ実施する。なお、東北交通広場の整備後に、バス乗降場の移設等の暫定整備を行い、バス利用者の安全性、利便性の向上を図る。			
・南口駅前広場暫定整備	面積約 6,000 m ²	平成 22 年度	平成 24 年度
・南口駅前広場再整備	面積約 6,000 m ²	平成 28 年度	平成 30 年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項			
<ul style="list-style-type: none"> ・南口駅前広場暫定整備：平成 22 年度基本計画着手、平成 23 年度実施設計着手。 ・南口駅前広場再整備：南北自由通路供用開始（平成 30 年度）に合わせた整備を目指す。 			
事業実施位置図			

整備対象	経路 10 北口広場	事業主体	葛飾区（道路管理者）
施設名・面積	北口広場		面積：約 1,100 m ²
事業内容		事業量 (延長／箇所数)	実施予定期間
			着手 完了
ア. 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準に基づき、北口広場整備にあわせ実施する。 ・北口広場整備		約 1,100 m ²	平成 28 年度 平成 30 年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項			
・南北自由通路供用開始（平成 30 年度）に合わせた整備を目指す。			
事業実施位置図			
<p>The site plan illustrates the layout around Shin-Shirane Station. Key features labeled include:</p> <ul style="list-style-type: none"> 新小岩駅北口連絡通路 (Shin-Shirane Station North Gate Connection Road) 新小岩駅南北自由通路 (Shin-Shirane Station North-South Free Passage) 新小岩駅 (Shin-Shirane Station) 北口 (North Gate) 南口 (South Gate) 南口駅前広場 (South Gate Station Forecourt) クッターナ (Kutterana) 西友 (Systech) 旬鮮館 (Junkan) 蔵前橋通り (Kurae-kyo-dori) 平和橋通り (Heiwa-kyo-dori) 補助330号線 (Auxiliary Route 330) 新小岩東北交通広場 (Shin-Shirane Tohoku Kōtsū広場) <p>A scale bar indicates distances from 0 to 100m, and a north arrow is present.</p>			

整備対象	経路 11 新小岩駅南北自由通路	事業主体	葛飾区（道路管理者）
路線名	新小岩駅南北自由通路		
事業区間・延長	始点：新小岩駅北口～終点：新小岩駅南口	延長：約98m	
事業内容	事業量 (延長／箇所数)	実施予定期間	
		着手	完了
ア. 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準に基づき、自由通路整備にあわせ実施する。 ・南北自由通路整備	約98m	平成22年度	平成30年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項			
・平成22年度協定締結・概略設計着手、平成23年度詳細設計着手。			
事業実施位置図			

整備対象	経路 12 新小岩駅北口連絡通路	事業主体	葛飾区（道路管理者）
路 線 名	区道葛 937号		
事業区間・延長	東新小岩一丁目 18番先～西新小岩一丁目 10番先		延長：約 140m
事業内容	事業量 (延長／箇所数)	実施予定期間	
		着 手	完 了
ア. 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準に基づき、連絡通路整備（都市計画事業）にあわせ実施する。 ・歩行者用連絡通路の新設	約 140m	平成 16 年度	平成 22 年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項			
<ul style="list-style-type: none"> 交通広場との接続部は広場と同一の材料で仕上げるなど一体的な整備を行った。 駅への誘導がスムーズに行えるよう通路内に連続性のあるサイン案内を設置した。 			
事業実施位置図			

(2) 道路特定事業に準ずる事業（準生活関連経路対象）

整備対象	経路 15	事業主体	葛飾区（道路管理者）
路線名	区道 604 号		
事業区間・延長	始点：新小岩 2-9 ~ 終点：新小岩 2-10		延長：約 100 m
事業内容	事業量 (延長／箇所数)	実施予定期間	
ア. 安全な歩行空間の確保を図る。 ・歩行者ストップマーク、交差点表示	8 箇所	着手	完了
事業実施に際し配慮すべき重要事項			
・路線における維持管理を適宜実施し、安全な歩行空間の確保に努める。			
事業実施位置図			

整備対象	経路 16・16-2	事業主体	葛飾区（道路管理者）
路線名	区道 589 号		
事業区間・延長	始点：新小岩 2-13 ~ 終点：新小岩 2-17		延長：約 80m
事業内容	事業量 (延長／箇所数)	実施予定期間	
		着手	完了
ア. 安全な歩行空間の確保を図る。			
・外側線の明確化	約 45m	平成 24 年度	平成 24 年度
・歩行者ストップマーク	6 箇所	平成 24 年度	平成 24 年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項			
・路線における維持管理を適宜実施し、安全な歩行空間の確保に努める。			
事業実施位置図			
凡例 <ul style="list-style-type: none"> ▲ 歩行者ストップマーク --- 外側線 			

3. 都市公園特定事業

整備対象	新小岩公園	事業主体	葛飾区（公園管理者）	
事業内容	事業量	実施予定期間		完了
		着手	完了	
ア. 触知案内図まで視覚障害者誘導用ブロックを設置する。 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置				
イ. 便所（多機能）の改築	2棟	平成25年度	平成25年度	
ウ. 水飲みの改修（身障者対応）	1基	平成25年度	平成25年度	
エ. 出入口の改修	1箇所	平成25年度	平成25年度	
事業実施に際し配慮すべき重要事項				
・バリアフリー新法に基づく改修を図る。				
事業実施位置図				

4. 建築物特定事業

整備対象	新小岩地区センター	事業主体	葛飾区（施設管理者）		
事業内容	事業量	事業費	実施予定期間		完了
			着手	完了	
ア. だれでもトイレの設備等の改善を図る。 ・照明を自動点灯に改修	—	—	平成22度	平成22年度	
事業実施に際し配慮すべき重要事項					

5. 交通安全特定事業

整備対象	経路 1 平和橋通り	事業主体	東京都公安委員会	
路線名	主308号線 千住小松川葛西沖線			
事業区間・延長	始点：坂本病院～終点：新小岩1丁目			延長：約640m
事業内容		事業量 (延長／箇所数)	実施予定期間	
事業実施箇所	事業内容		着手	完了
ア. 音響式信号機、青時間延長信号機等を設置する。				
翼橋	信号機の音響機能付加	一	平成26年度	平成26年度
新小岩北口	歩行者用信号設置	一	平成26年度	平成26年度
新小岩1丁目	信号機の音響機能付加	一	平成26年度	平成26年度
イ. 音響式信号機を設置する横断歩道に、エスコートゾーンを設置する。				
事業実施に際し配慮すべき重要事項				
・エスコートゾーンの整備については、音響機能付加信号機及び視覚障害者誘導用ブロックの整備にあわせて、適宜、設置を検討。				

整備対象	経路 2 蔵前橋通り	事業主体	東京都公安委員会	
路線名	主315号線 御徒町小岩線			
事業区間・延長	始点：東北広場入口～終点：新小岩公園			延長：約760m
事業内容		事業量 (延長／箇所数)	実施予定期間	
事業実施箇所	事業内容		着手	完了
ア. 音響式信号機、青時間延長信号機等を設置する。				
新小岩東北広場入口	信号機の音響機能付加	一	平成26年度	平成26年度
東新小岩3丁目	信号機の音響機能付加	一	平成26年度	平成26年度
翼橋	信号機の音響機能付加	一	平成26年度	平成26年度
西新小岩1丁目	信号機の音響機能付加	一	平成26年度	平成26年度
イ. 音響式信号機を設置する横断歩道に、エスコートゾーンを設置する。				
事業実施に際し配慮すべき重要事項				
・エスコートゾーンの整備については、音響機能付加信号機及び視覚障害者誘導用ブロックの整備にあわせて、適宜、設置を検討。				

整備対象	経路 3	事業主体	東京都公安委員会	
路線名	葛 9 号			
事業区間・延長	始点：西新小岩 1 丁目 ~ 終点：松上小学校前		延長：約 m	
事業内容		事業量 (延長／箇所数)	実施予定期間	
事業実施箇所	事業内容		着手	完了
ア. 音響式信号機、青時間延長信号機等を設置する。				
松上小学校前	信号機の音響機能付加	—	平成 26 年度	平成 26 年度
経路上	横断歩道の整備検討	—	平成 24 年度～	平成 24 年度～
事業実施に際し配慮すべき重要事項				
<ul style="list-style-type: none"> ・エスコートゾーンの整備については、音響機能付加信号機及び視覚障害者誘導用ブロックの整備にあわせて、適宜、設置を検討。 ・経路上、横断歩道が未設置の箇所にあっては設置を検討し、適宜、整備する。 				

整備対象	経路 9 南口駅前広場	事業主体	東京都公安委員会	
施設名・面積	南口駅前広場			面積：約 6,000 m ²
事業内容		事業量 (延長／箇所数)	実施予定期間	
事業実施箇所	事業内容		着手	完了
ア. 駅前横断歩道にエスコートゾーンを設置する。				
南口駅前広場	エスコートゾーンの設置	—	平成 22 年度	平成 22 年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項				
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 11 月に整備済 				

整備対象	生活関連経路	事業主体	東京都公安委員会	
事業内容		事業量 (延長／箇所数)	実施予定期間	
			着手	完了
ア. 違法駐車の継続的な取締り強化を図る。		—	継続	継続
事業実施に際し配慮すべき重要事項				

事業実施位置図



III. 今後検討が必要な事項

■ わかりやすいサインの整備

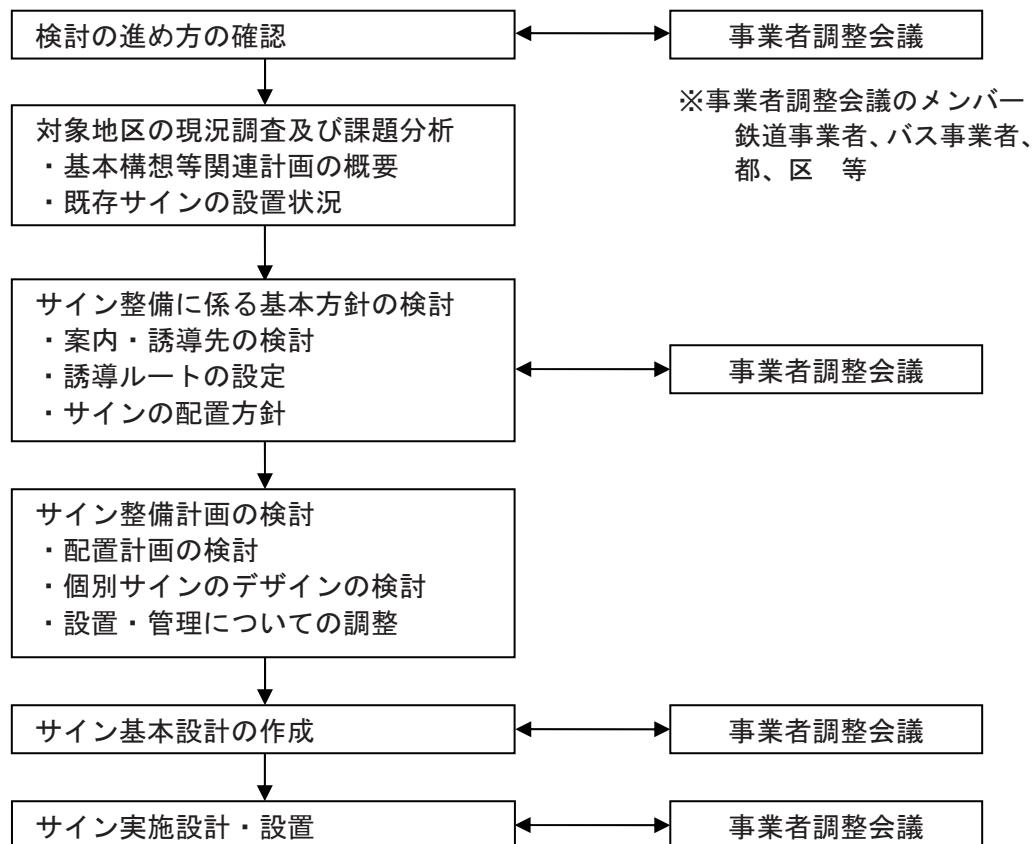
新小岩駅圏では、東北交通広場とそれに関連する道路や連絡通路が整備され、平成23年3月に供用開始されている。今後も、南北自由通路や南口駅前広場、北口広場の整備が予定されており、駅周辺の交通結節点機能の向上が図られる予定である。

交通結節点における移動の円滑化を図るために、駅、自由通路、駅前広場のバリアフリー化とともに、目的地への移動経路や交通機関に関する情報を適切に提供することが必要であり、そのために、わかりやすいサインの整備が必要である。

しかし、駅周辺など交通結節点のサインでは、駅は鉄道事業者、駅に接続する施設や通路はその管理者、駅前広場や道路上は道路管理者が、それぞれ設置、管理していることが一般的であり、各管理者が独自に計画している場合が多く、情報提供の連続性が十分に確保されていないことがある。

そのため、南北自由通路や南口駅前広場等の整備に合わせ、駅周辺において統一的・連続的な情報を提供するサインの整備を行うため、鉄道、バス及び区等各事業者が協力し、以下に示すようなサイン整備の検討を行うことが必要である。

図 サイン整備の検討の進め方



資料 検討体制

葛飾区新小岩駅圏移動等円滑化基本構想策定等協議会 委員構成

区分	委 員	備 考	
学識経験者	東京大学准教授（大学院工学系研究科都市工学専攻）	会長	
関係行政機関	国土交通省関東運輸局交通環境部消費者行政・情報課長 東京都都市整備局都市基盤部交通企画課長		
区内関係団体を代表する者	社会福祉 高齢者団体 障害者団体 自治町会等	葛飾区社会福祉協議会 葛飾区高齢者クラブ連合会 葛飾区障害者福祉連合会 葛飾区視覚障害者福祉協会 葛飾区肢体不自由児者父母の会 葛飾区聴力障害者協会 葛飾区手をつなぐ親の会 社会福祉法人アムネかつしか 新小岩北地域まちづくり協議会（自治町会代表） 新小岩北地域まちづくり協議会（商店会代表） 新小岩南地域まちづくり協議会（自治町会代表） 新小岩南地域まちづくり協議会（商店会代表）	
公安委員会	警視庁葛飾警察署交通課長		
道路管理者	東京都建設局第五建設事務所補修課長		
公共交通事業者	鉄道事業者 バス事業者	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社 京成バス株式会社 京成タウンバス株式会社 東京都交通局自動車部副参事	
公募区民	2名		
区職員	葛飾区都市整備部長 都市施設担当部長 政策経営部長 地域振興部長 福祉部長 子育て支援部長 保健所長	副会長	

葛飾区新小岩駅周辺整備特定事業計画

発行日 平成24年3月

発行者 葛飾区都市整備部まちづくり推進課

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

TEL 03-3695-1111（代表）
